

株 主 各 位

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社アジアゲートホールディングス
代表取締役社長 金 井 壮

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年12月24日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成27年12月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号

メルパルク東京 4階孔雀の間

（ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項

1. 第70期（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

-
1. 当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。開会間際の混雑緩和のため、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 3. 連結計算書類のうち連結注記表及び計算書類のうち個別注記表につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（ホームページアドレス<http://www.asiagateholdings.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。また、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を同ウェブサイトに掲載させていただきます。
 4. 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(自平成26年10月1日)
(至平成27年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自平成26年10月1日至平成27年9月30日）は、中国によるAIIB設立から始まり、我が国経済においては、外国人観光客の増加、とりわけ「爆買い」と呼ばれる中国人観光客による物品購入は、マスメディアにも大きく取り上げられ、大きな存在感を示しました。我が国経済ひいては世界経済がもはやGDP 2位である中国との関係を抜きには語れなくなってきたことを、改めて実感させられる一年でした。

我が国経済は、平成26年10月に実施された日銀追加緩和、消費税率アップの延期、失業率の大幅な低下など良好な環境が継続しておりますが、円安による食料品価格の高騰などにより実質賃金は伸び悩んでおり、個人ベースでの景況感向上までは今一息といった状況でした。そのような中さらに、6月のギリシャショック、8月の上海ショックは景気実感にネガティブな影響を与え、我が国経済の先行きは視界良好とまでは言えない状況が続いております。

このような状況を反映してか、当社グループは、売上高は前年同期と比較し、1億6百万円増加し、営業損益は前年同期と比較して42百万円、改善することができました。

経常損益に関しましては、当連結会計年度に持分法による投資利益5百万円が発生致しました。

さらに、純損益につきましては、投資有価証券評価損6億19百万円が発生し、当期純損失の計上となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高27億70百万円（前年同期売上高26億64百万円）、営業損失1億82百万円（前年同期営業損失2億25百万円）、経常損失1億40百万円（前年同期経常損失3億21百万円）、当期純損失7億62百万円（前年同期当期純損失3億76百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

なお、以下の売上高にはセグメント間の内部売上高または振替高を含んでおります。

ゴルフ・リゾート事業におきましては、売上高は若干減少しましたが、営業損失も減少しました。この結果、売上高12億12百万円（前年同期売上高12億31百万円）、営業損失1億29百万円（前年同期営業損失2億29百万円）となりました。

ファイナンス事業におきましては、ほぼ予定通りに推移し、売上高8百万円（前年同期売上高9百万円）、営業利益13百万円（前年同期営業利益12百万円）となりました。

建設事業におきましては、順調に工事が進捗し売上高が増えましたが、工事原価率も増加したため営業利益が減少しております。この結果、売上高14億48百万円（前年同期売上高13億88百万円）、営業利益21百万円（前年同期営業利益74百万円）となりました。

リアルエステート事業におきましては、取引は順調でしたが、のれん償却費等が発生したため、売上高44百万円（前年同期売上高2百万円）、営業損失91百万円（前年同期営業損失84百万円）となりました。

上記に属さない事業（主に通信取引関連）は、売上高62百万円（前年同期売上高38百万円）、営業利益2百万円（前年同期営業利益0百万円）となりました。

②設備投資の状況

主な設備投資は、本社事務所の内装等29,500千円であります。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第 67 期 (平成24年9月期)	第 68 期 (平成25年9月期)	第 69 期 (平成26年9月期)	第 70 期 (当連結会計年度 (平成27年9月期))
売 上 高	(千円)	3,284,114	3,143,409	2,664,638	2,770,993
経 常 利 益	(千円)	△460,642	△154,835	△321,489	△140,833
当 期 純 利 益	(千円)	△581,195	△69,631	△376,451	△762,459
1株当たり当期純利益	(円)	△14円37銭	△1円72銭	△9円30銭	△18円12銭
総 資 産	(千円)	8,569,311	8,353,270	8,670,043	7,560,929
純 資 産	(千円)	7,343,335	7,359,928	6,976,265	6,430,079
1株当たり純資産額	(円)	181円57銭	181円98銭	172円50銭	150円64銭

(注)1. △印は、損失を示しております。

2. 過年度において持分法による投資損失の処理に誤りが判明したため、この誤謬を訂正するために修正再表示をしております。これにより第67期及び第68期の数値は、誤謬の訂正による遡及修正後の数値であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況（平成27年9月30日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

（※印は子会社等保有の株式を含んでおります。）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
南野建設株式会社	100百万円	100%	上下水道、電気、ガスなどの推進工法による管理設と下水道管渠や水道管等の改築・更生工事及び一般土木工事等の工事施工、不動産の仲介・売買等
株式会社 A・C インターナショナル	30	100	ゴルフ場の運営・管理
株式会社ワシントン	3	※100	ゴルフ会員管理業務
合同会社箱根山松苑	0	100	リアルエステート事業
創進国際投資有限公司	670	100	投資事業等
創進国際投資（中国）有限公司	335	※100	投資事業等

(4) 対処すべき課題

① 優秀な人材の確保

各事業の拡大によって、より複雑化・高度化する業務に対処できる組織力を培うにあたり、優秀な人材の安定的な確保は最重要課題のひとつであります。人材を確保し、適材適所に配置できるグループとして人材活用体制の整備に努めてまいります。特に、当社の新たなメインテーマである『グローバル』を実現していく為、外国語及び外国文化、各国市場への知見を持った人材を積極的に確保してまいります。

② 各事業体質強化

リアルエステート事業は、最近の景気動向を鑑みて積極的な展開を図り、リノベーション事業から大型開発案件まで総合的に取り組んでいくことで、当社の中核事業へと育成してまいります。建設事業は、見積り精度向上による受注の拡大、徹底したコスト削減等の経営努力を行っていく一方、人材交流等を通じ当社グループ全体とのシナジーを更に向上させ、当社の収益基盤を堅実に担いながら、他事業セグメントの積極的成長への貢献をしてまいります。ゴルフ・リゾート事業は、徹底した効率化によるコスト削減を継続しつつ、会員様を含むご利用者様の満足度向上を図るべく積極的な企画及び投資を推し進め、事業を拡大してまいります。又、リゾートホテル等の開発・運営に注力し、より高度な経営ノウハウを持つ企業へと成長してまいります。ファイナンス事業

は、ゴルフ場などへのリース事業に集約されましたが、安定収益事業の一端を担ってまいります。

③海外市場への知見向上

当社グループは本日現在、日本国内における不動産市場、ゴルフ市場、建設業、M&A実務への知見を有しており、それを強みとして海外投資家にアピールし、海外資本を日本国内に呼び込むことによる業績拡大を図っております。現在の為替動向は円安基調にあり、当社の方針は為替動向にマッチしたものとなっておりますが、円高が進んだ場合、業績に大きな悪影響を受けるリスクがあります。当該リスクをヘッジする為には、海外市場への知見を高めていく一方で海外投資の実績を積むことで、日本からの海外投資窓口としての地位を、早急に構築していく必要がございます。その為に、外国人人材の登用、海外子会社を通じた投資に積極的に取り組んでまいります。

④その他、会社の経営上重要な事項

該当する事項はありません。

(5) 主要な事業内容 (平成27年9月30日現在)

セグメント	事業内容
ゴルフ・リゾート事業	広島紅葉カントリークラブ、シェイクスピアカントリークラブ、米山水源カントリークラブ、姫路相生カントリークラブの4コースの経営、ゴルフ会員権の管理
ファイナンス事業	ゴルフ場管理機器、専用カート及び車両等のリース業務
建設事業	上下水道、電気、ガスなどのライフラインの構築（推進工法：都市トンネル工法の一つ）と下水道管渠や水道管渠の改築・更生工事及び一般土木工事等の工事施工
リアルエステート事業	自己保有不動産の活用並びに収益の見込める物件への投資

(6) 主要な営業所及び工場 (平成27年9月30日現在)

名称	所在地
当社	本社：東京都港区
南野建設株式会社	本社・関西本店：大阪府枚方市 東京支店：東京都世田谷区
株式会社 A. C インターナショナル	本社：東京都港区 支店：広島県廿日市市、北海道石狩市、新潟県上越市、兵庫県相生市
株式会社ワシントン	本社：東京都港区
合同会社箱根山松苑	本社：東京都港区
創進国際投資有限公司	本社：香港
創進国際投資（中国）有限公司	本社：香港

(7) 使用人の状況（平成27年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

セグメント	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴルフ・リゾート事業	134 (63) 名	9名減
ファイナンス事業	－(－)	－
建設事業	32 (8)	3名減
リアルエステート事業	4(－)	4名増
全社（共通）	6(－)	4名減
合計	176(71)	12名減

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10(－)名	0名	40.1歳	1.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年9月30日現在）

借入先	借入額
(有)米山水源カントリークラブ	1,942千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 150,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 42,442,851株 |
| (3) 株主数 | 10,539名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
アクセスアジア株式会社	11,559千株	27.24%
久次孝幸	1,100千株	2.59%
日本証券金融株式会社	1,055千株	2.49%
水谷智	902千株	2.13%
浅野利広	775千株	1.83%
株式会社 M. O. C グループ	670千株	1.58%
株式会社ワシントンインターナショナル	650千株	1.53%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	537千株	1.27%
小島一元	363千株	0.86%
株式会社北栄	357千株	0.84%

- (注) 1. 当社は、自己株式を130株保有しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成27年9月30日現在)
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年9月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	金井 壮	株式会社ワシントン 代表取締役社長 南野建設株式会社 取締役 株式会社A、Cインターナショナル 代表取締役社長
取締役	欧陽 樂 耕	創進国際投資有限公司 董事長 創進国際投資（中国）有限公司 董事長
取締役	和田 智也	南野建設株式会社 取締役 藤川税務会計事務所 所員
取締役	上杉 瑠衣子	株式会社白魂東京 取締役
取締役	加藤 正憲	加藤公認会計士事務所 代表
取締役	王 光慶	株式会社Jカンパニー 従業員
常勤監査役	松嶋 紀元	
監査役	有田 稔	株式会社Jカンパニー 社長補佐
監査役	山田 裕二	Wホールディングス株式会社 経理部長

- (注) 1. 取締役のうち王光慶氏は社外取締役であり、また独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち有田稔、山田裕二の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役のうち山田裕二氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	國分 秀徳	ゴルフ・リゾート事業部本部長、 株式会社A、Cインターナショナル 代表取締役社長	平成26年12月25日
取締役	南野 利明	情報管理責任者、 南野建設株式会社 代表取締役社長	平成26年12月25日
取締役	阿保 秀紀	株式会社Jカンパニー 執行役員	平成26年12月25日

なお、取締役國分秀徳、南野利明、阿保秀紀の3氏は、辞任による退任であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (2)	32百万円 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2)	6 百万円 (2)
合 計 (うち社外役員)	12 名 (4)	38百万円 (3)

- (注) 1. 報酬等の額は表示単位未満を四捨五入しております。
 2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額を含んでおります。
 3. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額0百万円を支払っております。
 4. 取締役の報酬限度額は、平成4年12月21日開催の第47回定時株主総会において月額1,500万円以内（ただし、使用人分の給与は含まない）と決議いただいております。
 5. 監査役の報酬限度額は、平成4年12月21日開催の第47回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。
 6. 取締役（社外取締役2名含む）への支給額には、当事業年度に退任した取締役3名も含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	王 光慶	社外取締役就任後に開催された取締役会9回のうち8回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	有田 稔	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	山田 裕二	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会9回のうち9回に出席いたしました。取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、定款の定めに従って会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額であります。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 清和監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- (3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を得ております。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び従業員が法令及び定款を遵守すべき指針として行動規範を制定します。その徹底を図るため、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する組織として、社長直轄のコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの状況を監査します。

これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の電磁的記録を含む文書の作成、保存及び廃棄に関しては、文書管理規程を策定し、管理します。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス規程に基づき、当社グループを取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応を図ります。当社の担当取締役を当社グループ全体のリスクに関する統括責任者として任命し、グループ全体のリスクを統括的に管理します。コンプライアンス委員会がグループ各社のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取り締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行います。取締役の職務執行に関する権限及び責任については、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行います。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社にコンプライアンス担当者を置くとともに、コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。またコンプライアンス委員会による子会社の業務監査を実施いたします。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべく従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき従業員はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役及び従業員が会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発見をしたときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する体制を整備します。また、監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会などの会議に出席するとともに、主要な稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めることができる体制とします。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査が実効的に行われることを確保するため経理部、総務部等の関連部門が監査役の業務を補助いたします。

【業務の適正を確保するための体制の運用の状況】

当社は、業務の適正を確保するための体制について 当社および子会社の内部統制システムの整備および運用状況について継続的に調査を実施しており、その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

事業年度末において、監査役による内部統制の整備・運用状況の評価結果による重大な是正事項は存在しない事を確認しております。

連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,255,747	流 動 負 債	651,439
現金及び預金	1,748,907	支払手形・工事未払金等	259,701
受取手形・完成工事未収入金等	304,329	短期借入金	1,942
リース投資資産	30,795	未払法人税等	11,552
商 品	76,070	未払消費税等	27,082
材料貯蔵品	13,017	賞与引当金	5,767
販売用不動産	1,928,210	ポイント引当金	21,148
未収入金	14,283	繰延税金負債	123,274
その他	147,793	その他	200,969
貸倒引当金	△7,660	固 定 負 債	479,410
固 定 資 産	3,305,182	退職給付に係る負債	139,105
有 形 固 定 資 産	2,241,131	役員退職慰労引当金	26,097
建物及び構築物	446,867	資産除去債務	16,244
機械装置及び運搬具	30,952	繰延税金負債	4,829
工具、器具及び備品	7,395	その他	293,133
土地	1,755,915		
無 形 固 定 資 産	6,353	負 債 合 計	1,130,849
その他	6,353	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,057,697	株 主 資 本	6,314,101
投資有価証券	31,969	資 本 金	3,500,000
関係会社株式	654,650	資 本 剰 余 金	4,107,779
長期未収入金	63,456	利 益 剰 余 金	△1,293,641
長期貸付金	386,725	自 己 株 式	△37
その他	63,249	その他の包括利益累計額	79,258
貸倒引当金	△142,354	その他有価証券評価差額金	△34
		土地再評価差額金	6,324
		為替換算調整勘定	72,968
		新 株 予 約 権	36,720
		純 資 産 合 計	6,430,079
資 産 合 計	7,560,929	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,560,929

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成26年10月1日
至平成27年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		2,770,993
売上原価		1,585,338
売上総利益		1,185,655
販売費及び一般管理費		1,368,427
営業業損		182,771
営業外収益		
受取利息	9,539	
受取配当金	169	
受取給付金	1,768	
持分法による投資利益	5,966	
貸倒引当金戻入額	6,041	
その他	25,810	49,294
営業外費用		
資金調達費用	5,354	
支払利息	1,776	
その他	226	7,356
経常損		140,833
特別利益		
固定資産売却益	730	730
特別損		
固定資産除売却損	266	
投資有価証券評価損	619,153	619,420
税金等調整前当期純損失		759,522
法人税、住民税及び事業税	9,826	
法人税等調整額	△6,889	2,936
少数株主損益調整前当期純損失		762,459
当期純損失		762,459

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成26年10月1日
至平成27年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	3,500,000	4,577,779	△531,181	△604,082	6,942,514
当期変動額					
当期純損失			△762,459		△762,459
自己株式の処分		△469,999		604,045	134,046
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)					-
当期変動額合計	-	△469,999	△762,459	604,045	△628,413
当期末残高	3,500,000	4,107,779	△1,293,641	△37	6,314,101

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△55	-	33,806	33,751	-	6,976,265
当期変動額						
当期純損失						△762,459
自己株式の処分						134,046
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	21	6,324	39,162	45,507	36,720	82,227
当期変動額合計	21	6,324	39,162	45,507	36,720	△546,186
当期末残高	△34	6,324	72,968	79,258	36,720	6,430,079

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,709,692	流 動 負 債	36,068
現金及び預金	1,263,313	未払金	15,135
リース投資資産	30,795	未払法人税等	7,284
販売用不動産	183,748	賞与引当金	896
営業未収金	2,433	前受金	10,120
未収金	81,325	短期借入金	1,942
商品	62,226	その他	687
短期貸付金	60,000	固 定 負 債	43,143
その他	32,714	預り保証金	7,193
貸倒引当金	△6,864	役員退職慰労引当金	14,877
固 定 資 産	5,328,339	資産除去債務	16,244
有 形 固 定 資 産	1,300,651	繰延税金負債	4,829
建物及び構築物	244,762		
工具、器具及び備品	1,125	負 債 合 計	79,212
機械装置	1,166		
土地	1,053,597	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	839	株 主 資 本	6,922,100
投 資 そ の 他 の 資 産	4,026,849	資本金	3,500,000
関係会社株式	2,269,423	資本剰余金	4,107,779
長期貸付金	1,207,762	資本準備金	3,539,566
長期未収金	1,040,744	その他資本剰余金	568,213
長期営業未収金	680,863	利 益 剰 余 金	△685,642
その他	47,788	その他利益剰余金	△685,642
貸倒引当金	△1,219,732	繰越利益剰余金	△685,642
		自己株式	△37
		新株予約権	36,720
		純 資 産 合 計	6,958,820
資 産 合 計	7,038,033	負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,038,033

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成26年10月1日
至平成27年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		130,385
売 上 原 価		114,598
売 上 総 損 失		15,787
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		212,242
営 業 損 失		196,455
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	25,026	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	94,772	
そ の 他	1,411	121,209
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,586	
新 株 発 行 費 用	5,354	
そ の 他	1	6,941
経 常 損 失		82,186
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	619,153	619,153
税 引 前 当 期 純 損 失		701,340
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△24,592	
法 人 税 等 調 整 額	△764	△25,356
当 期 純 損 失		675,983

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自平成26年10月1日）
（至平成27年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,500,000	3,539,566	1,038,213	4,577,779	△9,659	△9,659
当期変動額						
当期純損失					△675,983	△675,983
自己株式の処分			△469,999	△469,999		
株主資本 以外の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	△469,999	△469,999	△675,983	△675,983
当期末残高	3,500,000	3,539,566	568,213	4,107,779	△685,642	△685,642

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計		
当期首残高	△604,082	7,464,038	-	7,464,038
当期変動額				
当期純損失		△675,983		△675,983
自己株式の処分	604,045	134,046		134,046
株主資本 以外の項目の当期 変動額(純額)		-	36,720	36,720
当期変動額合計	604,045	△541,937	36,720	△505,218
当期末残高	△37	6,922,100	36,720	6,958,820

（注） 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月25日

株式会社アジアゲートホールディングス
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	算 悦生	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平澤 優	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アジアゲートホールディングスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アジアゲートホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月25日

株式会社アジアゲートホールディングス
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	寛 悦生	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平澤 優	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アジアゲートホールディングスの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針及び監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月26日

株式会社アジアゲートホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 松 嶋 紀 元 ⑧

監 査 役 有 田 稔 ⑧

監 査 役 山 田 裕 二 ⑧

(注) 監査役有田稔、山田裕二の2名は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るという観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、取締役および取締役会の規定に、監査等委員会に関する規定を追加するとともに、監査役および監査役会の規定を削除するものであります。

また、改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、定款の一部を変更するものであります。なお、この変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 第1条～第3条（条文省略） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか次の機関を置く。 1 取締役会 2 監査役 3 監査役会 4 会計監査人 第5条～第16条（条文省略）	第1章 総 則 第1条～第3条（現行どおり） （機関） 第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか次の機関を置く。 1 取締役会 2 <u>監査等委員会</u> （削 除） 3 会計監査人 第5条～第16条（現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 (条文省略) (新 設)</p> <p>(取締役の選任・解任) 第18条 取締役は、株主総会において選任・解任する。</p> <p>② 当会社の取締役は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>③ 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>④ (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数) 第17条 (現行どおり) ② <u>前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任・解任) 第18条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② 当会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>③ 当会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>④ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第22条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第22条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>第27条 当会社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第28条 当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数によって選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役) 第30条 監査役会は、その決議によつて、常勤監査役を選定する。</p>	<p>(常勤監査等委員) 第28条 監査等委員会は、その決議によつて、常勤監査等委員を選定する。</p>
<p>(監査役会の招集者) 第31条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。</p>	<p>(監査等委員会の招集者) 第29条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。</p>
<p>(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会規程) 第33条 監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程) 第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(報酬額) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 会計監査人の責任 第36条（条文省略） 第7章 計 算 第37条～第39条（条文省略）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第6章 会計監査人の責任 第32条（現行どおり） 第7章 計 算 第33条～第35条（現行どおり）</p> <p>附 則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>① 当社は、<u>第70回定時株主総会 終結前の行為に関する会社法第 423条第1項所定の監査役（監 査役であった者を含む。）の損 害賠償責任を、法令の限度にお いて、取締役会の決議によって 免除することができる。</u></p> <p>② <u>第70回定時株主総会終結前の社 外監査役（社外監査役であった 者を含む。）の行為に関する会 社法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約について は、なお同定時株主総会の決議 による変更前の定款第35条第2 項の定めるところによる。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結の時をもって取締役全員（6名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かな い そう 金 井 壮 (昭和41年8月16日生)	平成元年4月 藤和不動産株式会社入社 平成10年4月 パシフィックマネジメント株式会社入社 平成14年6月 同社取締役 平成17年12月 同社取締役執行役員常務 平成20年2月 パシフィックインベストメント株式会社取締役 平成21年5月 ソーシャルキャピタルリアルティ㈱設立 代表取締役 平成25年12月 当社代表取締役（現任） 平成26年1月 南野建設株式会社取締役（現任） 平成26年2月 株式会社ワシントン代表取締役（現任） 平成27年5月 株式会社A、Cインターナショナル代表取締役（現任） (現在に至る) [重要な兼職の状況] 南野建設株式会社取締役 株式会社ワシントン代表取締役社長 株式会社A、Cインターナショナル代表取締役社長	-
2	おう よう らく こう 欧 陽 楽 耕 (昭和37年4月17日生)	平成8年5月 株式会社アクティブ・シネ・クラブ入社 平成10年12月 株式会社ラクラクコミュニケーションズ入社 平成18年6月 同社取締役 平成26年10月 当社入社 平成26年10月 創進国際投資有限公司董事長（現任） 平成26年10月 創進国際投資（中国）有限公司董事長（現任） 平成26年12月 当社取締役（現任） (現在に至る) [重要な兼職の状況] 創進国際投資有限公司董事長 創進国際投資（中国）有限公司董事長	-
3	わ だ とも や 和 田 智 也 (昭和47年12月14日生)	平成5年4月 小倉会計事務所入所 平成6年4月 藤川税務会計事務所入所（現任） 平成25年12月 当社取締役（現任） 平成26年1月 南野建設株式会社取締役（現任） (現在に至る) [重要な兼職の状況] 南野建設株式会社取締役 藤川税務会計事務所所員	-

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
4	う え す ぎ る い こ 上 杉 瑠 衣 子 (昭和52年11月11日生)	平成12年4月 株式会社白魂東京入社 平成12年4月 同社取締役(現任) 平成25年12月 当社取締役(現任) (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社白魂東京取締役	-
5	か とう ま さ の り 加 藤 正 憲 (昭和46年2月15日生)	平成7年10月 大田昭和監査法人(現 新日本有限責任監査法人) 入所 平成14年4月 公認会計士登録 平成15年2月 株式会社KPMG FAS入社 平成24年10月 加藤公認会計士事務所を設立 代表に就任(現任) 平成25年12月 当社取締役(現任) (現在に至る) [重要な兼職の状況] 加藤公認会計士事務所代表	-

※ 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	まつ しま とし もと 松 嶋 紀 元 (昭和17年2月11日生)	昭和37年4月 株式会社東京スポーツ新聞社入社 平成9年4月 株式会社啓徳社入社 平成11年8月 株式会社内外タイムス社入社 専務取締役 平成15年1月 同社代表取締役 平成25年12月 当社監査役（現任） (現在に至る)	-
2	あり た みのる 有 田 稔 (昭和34年12月18日生)	昭和55年4月 株式会社コルグ電子入社 昭和55年8月 株式会社オッティ設立 取締役 昭和60年10月 日新産業株式会社入社 昭和61年5月 株式会社A&A入社 平成4年8月 同社ロサンゼルス支部代表 平成16年3月 株式会社武蔵野入社 平成20年1月 株式会社Jカンパニー入社（現任） 平成25年12月 当社監査役（現任） (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社Jカンパニー社長補佐	-
3	おう こう けい 王 光 慶 (昭和51年7月12日生)	平成8年7月 福清市宏宇不動産開発有限公司入社 平成21年11月 株式会社Jカンパニー入社（現任） 平成26年12月 当社取締役（現任） (現在に至る) [重要な兼職の状況] 株式会社Jカンパニー従業員	-

- ※1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 有田稔氏および王光慶氏は、社外取締役候補者であります。当社は、王光慶氏を独立役員として、東京証券取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 有田稔氏を社外取締役候補者とした理由は、企業の経営者を含め、他業種にわたる豊富な経験と、幅広い見識から、適切な助言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役の就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

4. 王光慶氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで培ってこられた経験・知識をもとに、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけるものとして選任をお願いするものであります。なお、同氏は現在、当社の社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
5. 有田稔氏および王光慶氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者または役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者または役員であったこともありません。
6. 有田稔氏および王光慶氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
7. 有田稔氏および王光慶氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
8. 有田稔氏および王光慶氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
9. 第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、有田稔氏および王光慶氏の選任が承認可決された場合、当社は、これら2氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役報酬額は、平成4年12月21日の第47回定時株主総会において月額1,500万円以内と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額1,500万円以内（うち社外取締役300万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を月額300万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

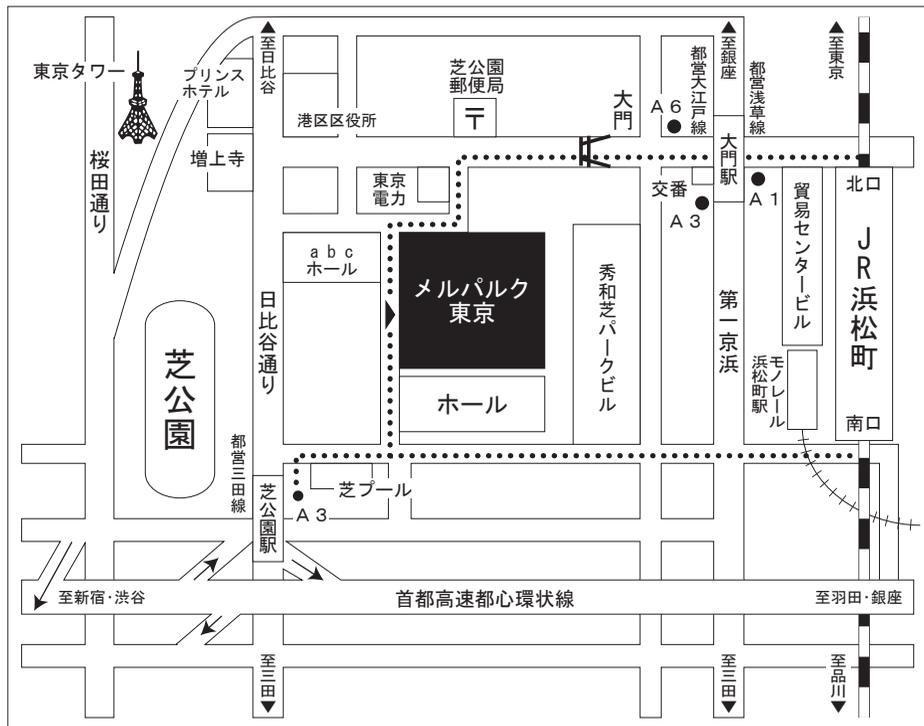
第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は、3名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 4階孔雀の間



会場まで

● JR

浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分

●モノレール

浜松町駅（北口）から徒歩8分

●地下鉄

芝公園駅（都営三田線）A3出口から徒歩2分

大門駅（都営浅草線「京浜急行乗入」、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分

A6出口から徒歩4分

A1出口から徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。